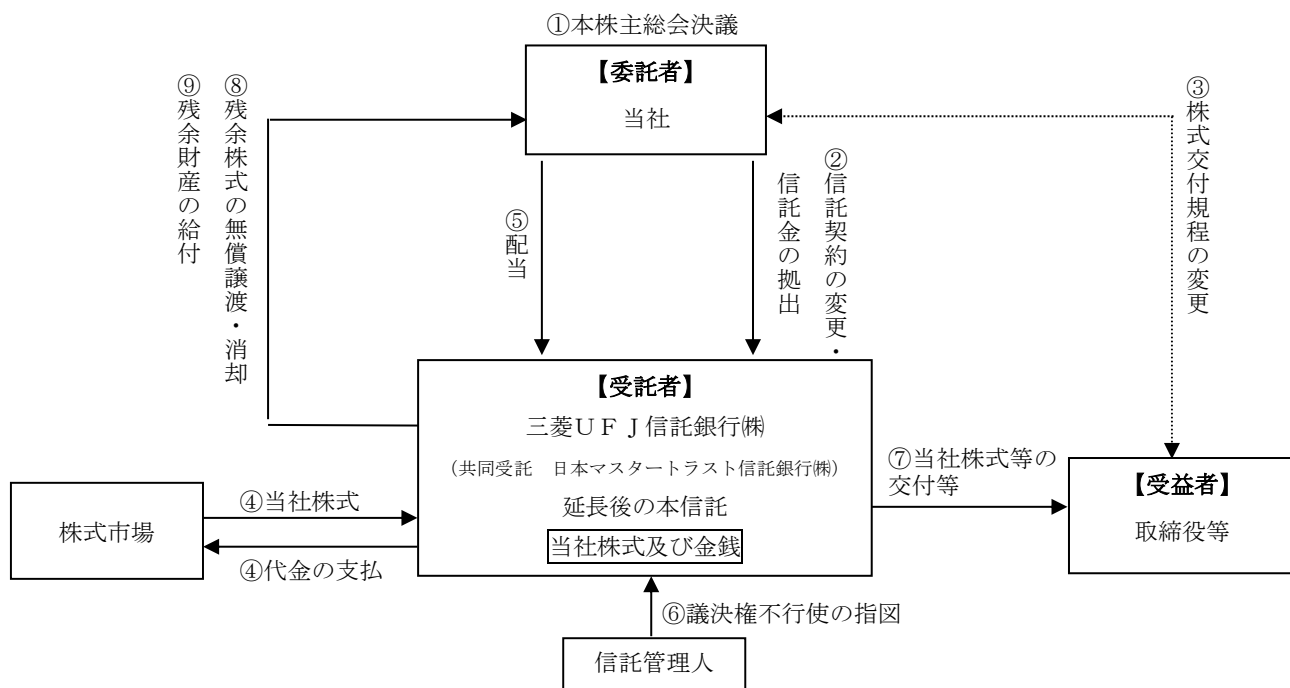




- (5) 受 益 者 取締役等のうち受益者要件を充足する者
- (6) 信託変更契約日 2021年8月6日
- (7) 信託の期間 2021年8月6日～2024年8月31日
- (8) 追加信託総額 787,000,000円(予定)
- (9) 株式の取得期間 2021年8月10日～2021年9月10日(予定)
- (10) 株式の取得方法 取引所市場より取得

(注) 本株主総会で承認を受けた信託金の上限(信託期間内に1,000百万円)及び取得株式数の上限(信託期間内に990,000株)の範囲内で金銭の追加抛及及び株式の追加取得を行います。

<ご参考/本信託の仕組み>



- ①当社は、本制度の一部改定に関して、本株主総会において承認を得ております。
- ②当社は、信託契約の変更の合意に基づき、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託の信託期間を延長しております。また、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を拠出します。
- ③当社は、本制度の継続にあたり、株式交付規程を一部改定しております。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、信託契約の変更時に信託財産内に残存する金銭及び②で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。信託期間の延長後に本信託が取得する株式数は、①の本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものとします。
- ⑦信託期間中、業績目標の達成度及び役位等に応じて、取締役等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時（当該取締役が死亡した場合は死亡時）に、当該ポイントに相当する数の当社株式が本信託から交付されます（但し、単元未満株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます）。
- ⑧信託期間中における業績目標の未達等により信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。